

専用水道確認申請書

第 号

昭和61年 8月 18日

栃木県知事 渡辺文雄 殿

施設名 並木専用水道
 申請者住所 栃木県那須郡那須町大字高久乙2730番地27
 代表者氏名 代表取締役 高木幸雄

水道法第32条の規定に基き専用水道の布設工事をしたいので、同法第33条の規定による関係書類を添えて申請いたします。

1 主たる事務所の所在地	那須郡 那須町 大字高久乙 字 2730番地27番地									
2 給水区域	那須郡那須町大字高久乙並木台、清水台、一留台									
3 水源の位置	那須郡 那須町 大字高久乙 字 道上地内 番地									
4 給水量	ア 1人1日平均給水量	120 ℓ/d	5 現在常住人口	32 人						
	イ 1人1日最大給水量	150 ℓ/d	イ 現在人口	326 人						
	ウ 1日平均給水量	480 m ³ /d	ウ アに対する井戸給水人口	人						
	エ 1日最大給水量	600 m ³ /d	エ イに対する井戸給水人口	400 人						
水道施設の概要	水源種別	(地) 表 井 戸			取水方法	ポンプUP				
	水源の構造	浅井戸(深さ11.0m)1ヶ処 湧水池1ヶ処								
	浄水方法	経路濾過	急速濾過	滅菌方法	真空、壁掛、吸入、(圧入)、点滴					
	浄水施設の構造	(次亜塩素酸ナトリウム溶液 圧入方式)								
	配水池の種類と構造	高架水槽	配水塔	配水池	構造	FRP1槽 RC構造2槽				
	送水施設の内容	ポンプ	口径	出力	KW	台	送水管	口径	延長	m
	配水管	鉄管(cip)	φ30	φ40	φ50	φ75	φ100	φ125	φ150	
		石綿セメント管(Acp)	m	m	m	m	m	m	m	m
		ポリビニール管(pvp)	m	m	207.4m	533.4m	560.5m	m	1966.0m	m
		亜鉛引鋼管(Gp)	m	m	m	m	m	m	m	m
計		m	m	m	m	m	m	m	m	
その他の施設	水道用軟質ポリ管φ20 4491.0m									

着工年月日	年	月	日	竣工年月日	年	月	日
最大静水圧		1.83 kg/cm ²		最小動水圧		1.67 kg/cm ²	

工事費内訳	水源施設	金額	※注意事項(申請者は記入しないこと)
	浄水施設		
	送水施設		
	配水施設		
	給水施設		
	附帯工事		
	工事雑費		
	用地費		
	補償費		
	その他		
計			

※ 添付書類 (1) 各種構造物の設計図面並びに一般平面図
 (2) 水質試験の結果書



並木専用水道維持管理組合規約

並木専用水道維持管理組合

並木専用水道維持管理組合同規約

第 1 条	名 称		1
第 2 条	目 的		1
第 3 条	事 務 所		1
第 4 条	組 織		1
第 5 条	役 員		1
第 6 条	役員の分掌		1
第 7 条	役員の任期		1
第 8 条	会 議		2
第 9 条	事 業		2
第 10 条	水道水の管理		2
第 11 条	届 出		2
第 12 条	給水の停止		2
第 13 条	給水の制限		2
第 14 条	維持管理		2
第 15 条	水道料金		3
第 16 条	維持費		3
第 17 条	事業年度		3
第 18 条	規約の変更		3
附 則			3

並木専用水道維持管理組合同規約

第 1 条 (名 称)

本組合は、並木専用水道維持管理組合と称する。

第 2 条 (目 的)

本組合は、並木専用水道の維持管理と運営の円滑をはかることを目的とする。

第 3 条 (事 務 所)

本組合の事務所は、栃木県那須郡那須町大字高久乙 2 7 3 0 番地 2 7 におく。

第 4 条 (組 織)

本組合は、専用水道利用者をもって構成する。

第 5 条 (役 員)

本組合に次の役員をおく。

- | | | |
|----------|-----|-------------|
| 1. 組 合 長 | 1 名 | 理事の互選による。 |
| 2. 副組合長 | 1 名 | 理事の互選による。 |
| 3. 理 事 | 若干名 | 総会において選出する。 |
| 4. 会 計 | 1 名 | 理事の互選による。 |
| 5. 監 事 | 2 名 | 総会において選出する。 |

第 6 条 (役員の方掌)

役員の方掌を次のように定める。

- | | |
|----------|---------------------------|
| 1. 組 合 長 | 本組合を総理する。 |
| 2. 副組合長 | 組合長を補佐し、組合長事故ある時はこれを代行する。 |
| 3. 理 事 | 本組合事業の企画運営にあたる。 |
| 4. 会 計 | 本組合の会計事務にあたる。 |
| 5. 監 事 | 本組合の会計を監査する。 |

第 7 条 (役員の方期)

役員の方期は 2 年とし、再任をさまたげない。

第 8 条 (会 議)

本組合の会議は、総会及び理事会とする。

総会は年 1 回とし、必要に応じて組合長が臨時総会又は理事会を招集する。

第 9 条 (事 業)

本組合は、その目的達成のため次の事業を行なう。

1. 専用水道維持管理及び運営に関すること。
2. 組合員相互の親睦をはかること。
3. その他本組合が必要と認めること。

第 10 条 (水道水の管理)

組合員は、水道水が汚染されないよう常に注意をはらい、使用についても常に節水するよう努める。

第 11 条 (届 出)

組合員は、次の各号に該当するときは、組合長に届ける。

1. 給水施設の使用を開始又は停止するとき。
2. 給水施設を変更するとき。

第 12 条 (給水の停止)

次の各号に該当するときは給水を停止する。

1. 正規の手続きをしないで給水工事をおこない、給水施設の使用をしたとき。
2. 組合規約の趣旨に違反したとき。

第 13 条 (給水の制限)

本組合の組合員以外の者には給水しない。

第 14 条 (維持管理)

本組合の運営する専用水道の維持管理のため、水道法第 34 条第 1 項に定める水道技術管理者をおく。

第 1 5 条 (水道料金)
水道料金は徴収しない。／

第 1 6 条 (維持費)
組合員は、組合事業の円滑な維持管理及び運営をはかるため、維持費を納入しなければならない。
その金額は、組合員が使用する水道水の使用量に応じて、総会の決議を経て決定する。／

第 1 7 条 (事業年度)
本組合の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 1 8 条 (規約の変更)
本組合の規約は、総会の決議を経て変更する。

附 則
この規約は、昭和 年 月 日から施行する。